

滑翔大会規定

(総 則)

第1条 本滑翔大会は、日本学生航空連盟久住山岳滑翔大会（以下、滑翔大会という）と称する。

第2条 本滑翔大会は、競技を通じて、学生グライダースポーツの向上と、健全な心身の育成をはかり、もって航空文化の発展と体育の振興に寄与することを目的とする。

(本 部)

第3条 本滑翔大会は、本部を滑翔大会開催地におき、本部は滑翔大会の運営を統括する。

(役 員)

第4条 本滑翔大会に次の役員を置く。会長1名、副会長若干名。会長は本滑翔大会の運営を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その1名がその職務を代行する。

(顧問、参与)

第5条 本滑翔大会には、顧問および参与をおくことができる。顧問は会長の相談に応じ、参与は競技会の運営に参与する。

(委 員)

第6条 本滑翔大会には、審判委員長、審判委員をおく。

第7条 本滑翔大会の事務、業務を処理するため、本部に次の委員をおく。実行委員長および総務、競技整備、救護、学生の各委員。競技実行委員は会長の統括のもと、滑翔大会の進行を統括し、各委員は次の事務分掌に従って、それぞれ所轄の事務を処理する。

第8条 総務委員は次の事務を分掌する。

1. 一般庶務に関する事項
2. 競技会の経理に関する事項
3. 設営に関する事項
4. 接待、渉外に関する事項
5. 警備に関する事項
6. 他の所管に属しない事項

第9条 競技委員は次の事務を分掌する。

1. 競技の進行に関する事項
2. 競技用機材に関する事項
3. 気象に関する事項
4. 競技記録に関する事項
5. 放送発表に関する事項
6. 運航管理全般に関する事項

第10条 整備委員は次の事務を分掌する。

1. 滑空場の整備に関する事項
2. 機材、競技用具、資材、工具等の整備に関する事項
3. 機材の修理に関する事項

第11条 審判委員は次の事務を分掌する。

1. 競技の審判に関する一切の事項

第12条 救護委員は次の事務を分掌する。

1. 救護に関する全般の事項
2. 出場選手の健康管理に関する事項

第13条 学生委員は次の事務を分掌する。

1. 総務、競技、整備、および救護の各委員を補佐する
2. 宿舎、食事に関する事項

(資格審査)

第14条 本競技会の参加資格を審査するため、資格審査委員会をおく資格審査は次の基準により出場選手の資格審査を行う。

1. 本連盟加盟大学航空部員であること。
2. 休学中でないこと。
3. 上級滑空機の操縦資格及び有効な航空身体検査証明又有効な操縦練習許可証を所持するもの。
4. 本連盟諸規定に違反しないもの

競技規則

(総 則)

1. この規則は、久住山岳滑翔大会（以下、滑翔大会という）における競技種目、実施の方法および競技の成績順位を定め、競技会の適正な運営を図ることを目的とする。

(競技種目)

2. 『基本滑翔競技』：滞空時間30分以内の、滞空時間、獲得高度および指定地着陸の総合点を競う。
 - (1) 滞空時間は、離脱時間から最初の接地までの時間とし、30分を限度とする。
 - (2) 獲得高度とは、離脱後30分以内の極小高度とその後の極大高度との高度差をいう。
 - (3) 指定地着陸は着陸地点に設定した指定地（100m×10m）に主輪が最初に接地した位置により採点する。
3. 『記録滑翔競技』：国際滑空記章の銀賞課目である5時間滞空、獲得高度1000メートル飛行に挑戦し、併せて、25km△コース×2の50km周回速度の優劣を競う。

(参 加)

4. 競技に参加する選手は連盟加盟校学生で学年の制限を設けない。各選手が指定の申込書により申し込むものとする。各選手の総飛行回数及び時間に制限を設けない。
5. 記録に挑戦する選手は連盟加盟校学生で学年の制限を設けない。選手は自家用操縦士（滑・上）有資格者とし、久住での慣熟飛行を充分に行う。

(競技実施)

6. 競技開始は原則として午前10時とし、午後6時までには接地したものを有効とする。
7. 競技および記録会の発航方式は、ウインチ曳航とする。
8. 競技機は上級滑空機とし、『基本滑翔競技』は審判委員同乗により競技を行う。また、『記録滑翔競技』は単独飛行により挑戦する。

(飛行成績) 『基本滑翔競技』

9. 競技は参加選手全員（棄権者を除く）の飛行をもって成立し、期間中に成立した競技飛行を採点、各選手ごとに集計して順位を決定する。
10. 各選手の成績は期間中成立した飛行を計算式に当てはめ得点を算出し、各飛行の得点を集計する。

$$P: \text{得点} \quad P = \frac{500 \times \text{獲得高度 (m)}}{1000} + \frac{400 \times \text{滞空時間 (秒)}}{1800} + \text{指定地得点}$$

(飛行成績) 『記録滑翔競技』

11. 飛行時間、獲得高度は有効な自記高度計の記録により判定する。
12. 50km周回速度は、久住格納庫上空の通過をスタート及びフィニッシュとし、周回時間を計測し算定する。スタート及びフィニッシュゲートを通過しない時は、離脱時間及び着陸時間とする。定められた旋回点の通過は写真 (FAI基準で撮影) により判定する。
13. 場周経路への帰着高度を200m以上とする。低空で帰投した場合には当該飛行のすべての記録を認めない。

(表彰)

14. 『基本滑翔競技』は、上位6位までを表彰する。
15. 『記録滑翔競技』は、優秀な記録を残した選手を表彰する。

(審判)

16. 審判委員は選手の順位別に関する諸問題を決定し、緊急問題を裁断する。
17. 滞空時間の計測は審判委員が認めた時計を使用し、30分を超した場合には自記高度計の記録により30分経過時を判定する。
18. 獲得高度は自記高度計の記録により審判委員が判定する。
19. 指定地得点は審判委員の地上判定により採点する。
20. 上空で同乗審判員が危険と判断した場合は200点以下の減点とする。

(飛行の安全)

21. 大会期間中の飛行はすべて航空法、令、規則および日本学生航空連盟諸規則に則り、安全に行なわなければならない。
22. 上記の諸規則に違反したときは、その飛行は減点もしくは無効とする。危険を生じる飛行をしたときも同様とし、着陸を命じた場合には、選手は素直にこの指示に従うものとする。
23. 競技および記録への挑戦は総て、競技委員および審判委員の指示に従い安全運航に務めなければならない。

(補則)

24. 緊急の場合は、この規則にかかわらず競技者および審判委員は、自己の安全のため最善の方法をとることができる。